

亀岡市における高病原性 鳥インフルエンザの防疫措置が完了！

12月24日、亀岡市の採卵鶏農場で発生した高病原性鳥インフルエンザの防疫措置が、12月30日に完了しました。

家きん飼養農場の皆様には、引き続き、野鳥の侵入防止、鶏舎及び衛生管理区域内の消毒など飼養衛生管理基準に基づく発生予防対策の徹底、異常時の早期通報をお願いします！

【発生の経過】

○12月23日（火）

農場から死亡鶏増加との通報を受け、南丹家畜保健衛生所が立入検査を実施し、簡易検査陽性を確認。

○12月24日（水）

遺伝子検査陽性となり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と決定。
防疫措置開始。

○12月30日（火）

午前5時30分に殺処分完了。
午後8時に防疫措置完了。

【今後の予定】

○12月31日（水）

消毒ポイント運営時間の変更（24時間→午前9時～午後5時）。

○1月10日（土）

清浄性確認検査¹⁾及び搬出制限区域解除検査²⁾で陰性を確認後、搬出制限区域の解除。

搬出制限区域付近の消毒ポイントを閉鎖。

○1月21日（水）

移動制限区域の解除。

全ての消毒ポイントを閉鎖。

○1月28日（水）

監視強化区域解除検査³⁾で陰性を確認後、監視強化区域の解除。

1)移動制限区域内（半径3km内）の農場の臨床検査

2)搬出制限区域内（半径3～10km内）の農場の臨床検査

3)監視強化区域内（半径10km内）の農場の臨床検査